

○東温市有料広告取扱要綱

(平成 18 年 4 月 1 日告示第 86 号)

改正 平成 27 年 1 月 23 日告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東温市(以下「市」という。)が新たな財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、実施機関が有料により広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市長
- (2) 議会
- (3) 教育委員会

(広告媒体)

第 3 条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の広報等印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の財産
- (4) その他、市長が広告の掲載を認めるもの

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(9) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他広告掲載に係る基準は、市長が別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告掲載の申請が多数である場合の掲載の優先順位は、次の表に定めるとおりとする。

順位	対象
第1 順位	国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれらに準ずるもの
第2 順位	公共交通機関、ガス会社、電力会社、新聞社、銀行、信用金庫、農協等の市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等
第3 順位	第2順位以外の私企業及び自営業で市内に店舗、事業所等を有するもの
第4 順位	第3順位までに掲げるもの以外のもので広告として掲載することが、妥当であると市長が認めるもの

(広告の掲載位置、件数及び掲載料等)

第6条 広告の掲載位置、件数、掲載料その他取扱いに関し必要な事項は、広告媒体ごとに定めるものとする。

2 広告媒体を所管する課等の長は、この告示に定めるもののほか、前項に規定する広告媒体ごとの定めにより、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(審査機関)

第7条 広告について審査するため、広告審査委員会を置く。

2 広告審査委員会の設置に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第8条 市長は、広報とうおん等により広告掲載を希望する者を募集するものとする。

2 市長は、広告掲載を希望する者が募集枠に満たないとき、又はそのおそれがあるときは、第5条の表に掲げるものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告原稿の案を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、広告審査委員会において審査事項を速やかに審査し、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うにあたり、同一の広告掲載位置に、第5条に規定する優先順位を同じくする複数の掲載の申込みがあったときは、抽選により掲載の位置を決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、当該結果を広告掲載の申込みをした者(以下「申込者」という。)に広告掲載決定通知書(様式第2号)、又は広告不掲載決定通知書(様式第3号)により当該決定の内容を通知するものとする。

4 前項の広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告掲載料金の納付)

第11条 広告主は、掲載の決定後、広告掲載料金を市長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告掲載の版下原稿又は広告物は、市長が指定する期日までに電子記録媒体(FD、MO、CD等)又は市が指定する方法により提出する。

(掲載内容)

第13条 広告のデザイン、内容及び色彩等は、市のイメージを損なうことのないよう掲載までに市と広告主とで調整し、掲載するものとする。

2 前項に定めるもののほか、広告媒体ごとの掲載内容について必要な事項は、市長が別に定める。

(広告主の責任等)

第 14 条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、苦情等が発生した場合は、速やかに広告主において解決に当らなければならない。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第 10 条第 4 項に規定する指定の日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。

(2) 第 11 条に規定する指定の日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) 広告掲載に係る手続等に広告主の虚偽が判明したとき。

(4) 掲載する広告の発行が行政運営上支障があると市長が認めるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第 16 条 市長は、広告掲載を決定した後に申込者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(補則)

第 17 条 この告示の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(読替規定)

2 この告示中、市長とあるのは、議会及び教育委員会の権限に関する事項について議長又は教育長と読み替えるものとする。

附 則(平成 27 年 1 月 23 日告示第 2 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 27 年 1 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に広告掲載の申込みがされている広告の取扱いについては、なお従前の例による。